

# 子育て支援の学童保育 現場での取り組み

八王子市立南大沢学童保育所所長

自治労八王子市公共サービス職員労働組合 児童館・学童保育所支部 副支部長

自治労東京都本部 児童館学童部会 部会長

自治労本部保育部会 副部会長

本橋 大輔

# 自己紹介

仕事	組合活動
2003年 八王子市社会福祉協議会へ学童保育所指導員として就職。八王子市立長房学童保育所配属。	
2006年 八王子市立恩方西学童保育所配属。 2007年 同学童保育所所長。	2007年 児童館・学童保育所支部役員となる。
2009年 八王子市立川口学童保育所配属（所長）。	2009年 児童館・学童保育所支部支部長となる。
2011年 八王子市立加住小学童保育所配属（所長）。	2012年 自治労本部保育部会幹事となる。
2013年 八王子市立川口学童保育所配属（所長）。	2015年 自治労東京都本部児童館学童部会部会長となる。
2016年 八王子市立南大沢学童保育所配属（所長）。	2017年 自治労本部保育部会副部会長となる。

現在に至る

# 八王子市の紹介です

- ・ 東京都心から西へ約 40 km
- ・ 新宿より電車で約 40 分
- ・ 人口は約 57 万人
- ・ 2015 年 4 月より中核市へ移行
- ・ 23 の大学を抱える学園都市
- ・ 高尾山



# 放課後児童クラブ（学童保育）とは？

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（放課後）に適切な遊びや生活の場を与え、子どもの状況や発達を踏まえながら、その健全な育成を図る。

- 保護者への就労支援の場  
子どもへの育成支援の場

# 放課後児童クラブ（学童保育）の1日の流れ

学校のある日	学校が休みの日
	8：00 開所 延長保育開始
	8：30 通常保育開始 自由遊び
	9：30 学習時間
	10：00 自由遊び
	12：00 昼食 食休み
放課後 児童の登所開始 学習時間 自由遊び	14：00 自由遊び
15：30 おやつ	15：30 おやつ
16：00 自由遊び（随時お迎え）	16：00 自由遊び（随時お迎え）
18：30 延長保育開始	18：30 延長保育開始
19：30 閉所	19：30 閉所









# 主な業務内容

- ①放課後の子どもたちの健康管理、情緒の安定を図る。
- ②放課後の子どもたちの安全確認、来所帰宅時の安全の確保を図る。
- ③遊びを通しての自主性、社会性、協調性、創造性を培う。
- ④家庭との日常的な連絡と情報交換を図る。
- ⑤学校や地域との密な連携を形成する。

などなど・・・

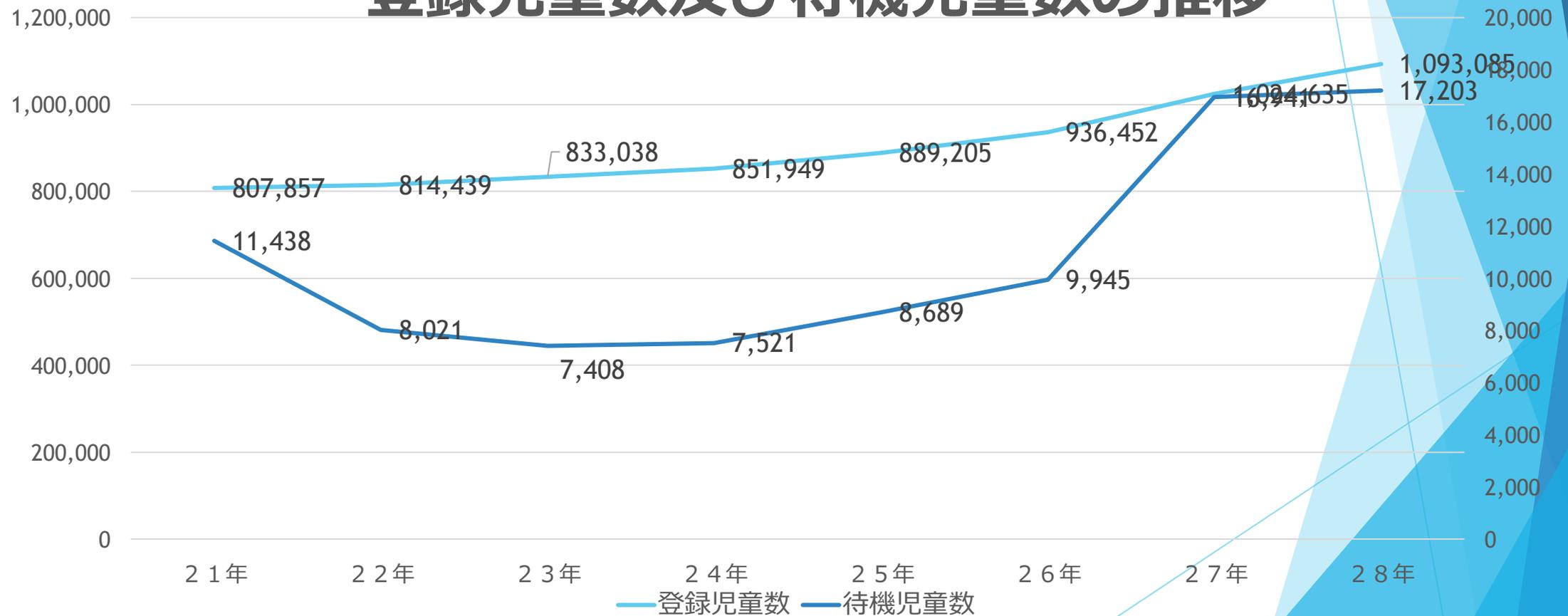
## 主な業務内容（より具体的に・・・）

- ①子どもの体調のチェックや心身の状況の確認。おやつ提供。
- ②子どもの出席状況や帰りの時間の確認。
- ③子どもと一緒に遊ぶ。読み聞かせなど。
- ④保護者のお迎え時に子どもの様子を伝える。
- ⑤通っている小学校の担任の先生と情報交換する。

などなど・・・

# 放課後児童クラブ（学童保育）の実施状況

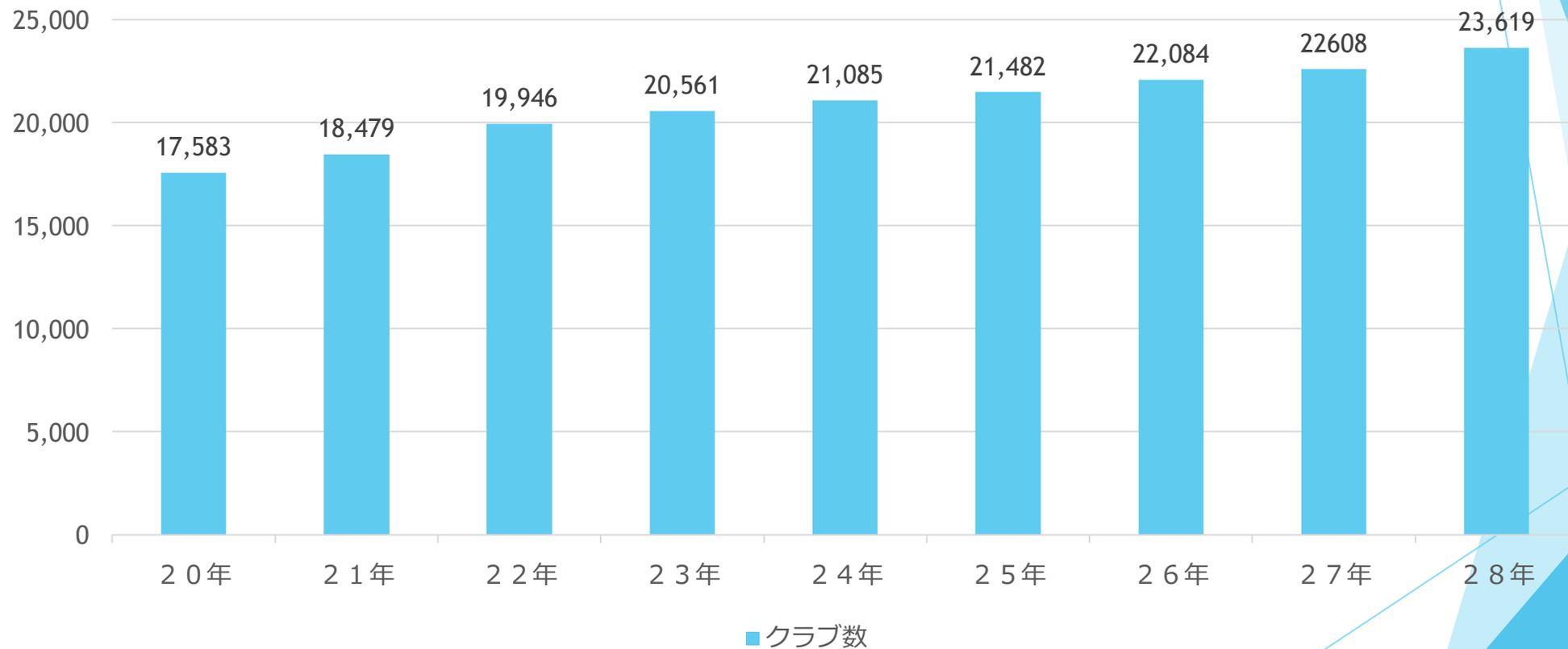
## 登録児童数及び待機児童数の推移



厚生労働省調査

# 放課後児童クラブ（学童保育）の実施状況

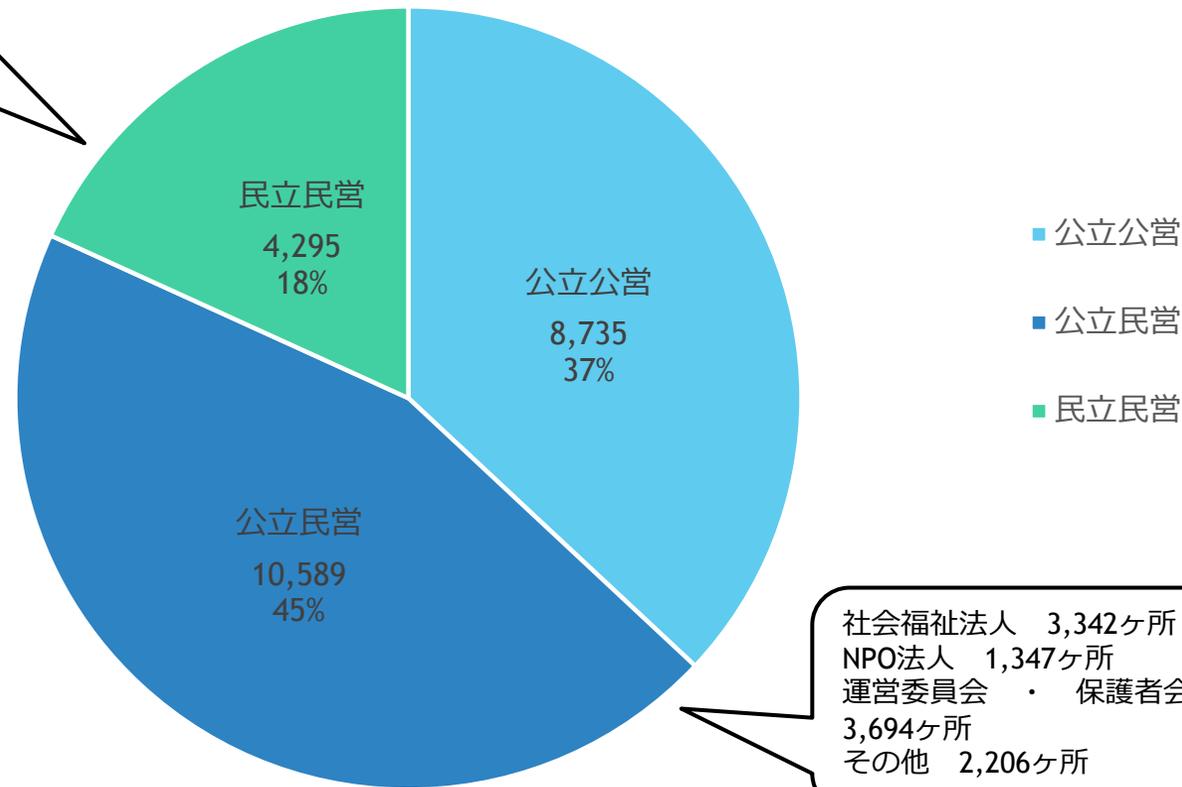
クラブ数



# 放課後児童クラブ（学童保育）の実施状況

設置 ・ 運営主体別実施状況（ヶ所）（平成28年度）

社会福祉法人 1,393ヶ所  
NPO法人 629ヶ所  
運営委員会 ・ 保護者会  
1,391ヶ所  
その他 882ヶ所



# 放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の始まり 1950年代前後】

- ・ 終戦後の人口増加→児童の増加
- ・ 働く母親の増加

→保育所の増設運動に繋がる。

同時に、小学生の放課後の過ごし方についてどうするかの問題も発生。

→保護者が自主的に学童保育設置の運動を起こす。

→都市部にて学童保育の設置、運営が始まる。

# 放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の広がり 1960年代～1980年代】

～背景～

- ・ 高度経済成長期への突入
- ・ 急速な都市化
- ・ 共働き家庭の増大

→ 「かぎっ子」が増え、留守家庭児童の問題が表面化する。

→ 各自治体が子どもたちの放課後の居場所について対策を実施。

→ 自治体や国が補助金を出す。

# 放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の全国的な展開 1990年代】

～背景～

- ・少子化の進行

→いかにして少子化に歯止めをかけるか？

→「子育てと仕事の両立を支援する」「子どもが健やかに生まれ育つ」  
環境の整備が重要。

→昼間保護者のいない小学校低学年児童の健全育成を図るため、放課後児童対策を推進する。

→放課後児童クラブ（学童保育）の法制化。

# 放課後児童クラブ（学童保育）の歴史

【学童保育の充実 2000年代～2010年代】

～背景～

- ・ 待機児童の増加
- ・ 「小1の壁」「小4の壁」（仕事を辞めざるを得ない母親）
- ・ 保育環境や労働環境の劣悪化

→ 「子ども子育て支援新制度」の創設。

学童保育の「質（保育環境や労働環境の充実）」と

「量（待機児童）」の解消を目指す。

# 子ども子育て支援制度の現状と課題

## 【制度創設による主な変更点】

- ・全国各地でバラバラであった運営の最低基準が示された。
- ・高学年の受け入れが始まった。
- ・「放課後児童支援員」という資格が創設された。

# 子ども子育て支援制度の現状と課題

【しかし実際は・・・？】

- ・全国各地でバラバラであった運営の最低基準が示された。

<課題①>

最低基準が示されたものの、急に合わせる事などできない。

<課題②>

最低基準を下回る基準での運営が許される状況。

# 子ども子育て支援制度の現状と課題

【しかし実際は・・・？】

- ・ 高学年の受け入れが始まった。

<課題①>

義務化ではなく、自治体による任意。

<課題②>

低学年の待機児童の増加で高学年の入る枠がない。

<課題③>

設備の問題。

# 子ども子育て支援制度の現状と課題

【しかし実際は・・・？】

- ・ 「放課後児童支援員」という資格が創設された。

<課題①>

保育士のような国家資格ではなく、現在従事している指導員のみが資格取得の対象である。

<課題②>

「放課後児童支援員」資格取得が間に合わない??

# 子ども子育て支援制度の現状と課題

【その他の課題～子どもが過ごす環境面～】

保育環境の劣悪さが目立つ

- ・子ども1人当たりの保育面積→おおむね1,65m<sup>2</sup>
- ・子どもの集団の数→おおむね40人以下

と最低基準が示されたが、結局は各自治体の実情により  
様々・・・

# 子ども子育て支援制度の現状と課題

## 【その他の課題～職員が働く環境面～】

労働環境・労働条件の劣悪さが目立つ

- ・ 運営主体が様々（自治体の運営・委託での運営・・・）。
- ・ 職員の約7割が非正規職員。
- ・ 人員不足（とても深刻！！）。

→慢性的な人員不足に陥り、子どもが過ごす環境にも影響が・・・

# 全国に広がる学童保育の労働組合

【学童保育における課題は全国共通】

保育環境・労働環境の劣悪さは全国共通の悩み・・・

→「労働組合＝仲間」を通じた運動を全国で展開することが重要である。

# 全国に広がる学童保育の労働組合

## 【自治体に対しての労働組合運動】

- ・ 国が示した基準と同レベルの運営・設備を訴える。
- ・ 給与（特に非常勤職員）の改善を訴える。
- ・ 人員不足の解消を訴える。

## 記

## 1. 安心して働き続けられる雇用条件の確保、賃金労働条件の改善について

- ①賃金や就業規程、職場環境、業務内容などの労働条件の変更については引き続き労使協議を前提とし、理事会の承認を得る前の労使合意を遵守すること。
- ②責任ある保育体制の確立、ひいては発展の望める保育内容の為に、常勤シフトは産休代替・育休代替・病休代替以外は基本的に正規指導員が担うものとし、正規指導員の採用を継続して行うこと。
- ③常勤嘱託指導員の特別休暇制度について、その種類、期間など正規指導員との均等待遇を行うこと。
- ④いかなる理由があっても本人の希望がない場合の、非正規指導員の年度内シフトダウンを行わないこと。
- ⑤指導員を年度内異動させる場合は、周囲の指導員及び施設の運営（行事予定等）にも関わるため、該当者だけでなく施設への打診及び組合へ事前確認の上で異動させること。

## 2. 職場の要求

- ①シフト指導員の配置不足に伴い、多くの応援・欠員状況が発生している。シフト指導員の配置不足が施設の抱える諸問題の要因となっていることを認識し、シフト指導員の配置不足が起こらないよう、十分な人員確保に向けて、指導員の待遇改善も含めた方策を講じること。
- ②指導員配置数の少ない施設は、1日保育の日は時間外勤務を行うことが恒常化しており、勤務時間の超過による負担も多い。このような時間外勤務ありきの体制を解消できるような指導員配置の策を講じること。
- ③事務局に配置されている指導員については、学童保育指導員の事務職交流を行う旨の平成17年3月の確認書の内容を遵守すること。
- ④年度をまたぐ療養休暇、産前産後休暇及び育児・介護休業を取得した指導員の復帰先は、原則として、休暇・休業取得前に配置されていた施設とすること。ただし、本人の意向が、休暇・休業取得前に配属されていた施設と異なる場合は、本人の意向を尊重した上で配属先を決定すること。
- ⑤普段の臨時指導員の週19.5時間では一日保育の多い三期休業中は体制を維持することが難しい。夏休みバイト以外にも、期間バイト（冬休み・春休み～5月）の導入を検討すること。

# 全国に広がる学童保育の労働組合

【私たちが使用者に対して勝ち取った成果】

- ・ 正規職員と非正規職員の待遇の一部同一化。
- ・ 独自の職員配置の確保。
- ・ 休日出勤等に伴う時間外勤務手当の整備。
- ・ 非正規職員の給与の昇給確保。

などなど・・・

# 全国に広がる学童保育の労働組合

## 【国に対しての労働組合運動】

- ・ 学童保育のさらなる設備・運営の改善を訴える。
- ・ 職員配置数の充実を訴える。
- ・ 職員の処遇改善を訴える。
- ・ 放課後児童支援員の資格の格上げを訴える。

## 厚生労働省との意見交換に関する項目について

～自治労社会福祉評議会 保育部会（学童幹事）

2017年2月17日

## 1. 放課後児童クラブ（学童保育）の国の制度の拡充について

①放課後児童クラブ（学童保育）事業を、子ども・子育て支援制度における「事業」から「給付」の位置づけに移行すること。

⇒新制度の時に議論されてきた個人給付に対する考え方については、給付にすることで、保育料の保護者負担をどうするか？という議論もあり、今後のニーズの在り方が変化する中で、どうしていくかを検討していきたい。

②放課後児童クラブ（学童保育）を「児童福祉施設」として位置づけ、量的拡充と質的改善を図ること。

⇒もともと事業として開設してきたものであり、形態もバラバラであるため、当面児童福祉施設としての位置づけは難しいが、制度の中で量的拡充と質の改善を図っていく必要があると考える。

③支援員の人件費は、非常勤職員の人件費が基準であることから、勤務時間の伸長も検討し、正規職員での積算とすること。

⇒平成29年度予算案では運営費の引き上げを考えており、今までは非常勤職を前提とした予算組みではあったが、1人については常勤職として積算をする予算組みにする予定。

## 2. 省令基準の改善と拡充について

①「従うべき基準」とされている「職員（第10条）」については、配置人数を改善すること。また、「参酌すべき基準」とされている「設備（第9条）」、「児童の集団規模（第18条）」についても「従うべき基準」とすること。  
⇒配置基準は現状2人（支援員と補助員）となっている。現状、7割の従事者が支援員となりうる状況である。まずは2人配置という配置の適正化を図っていく。参酌基準は、地方分権の考えかたの中で、なかなか従うべき基準とすることは難しい。しかし、国としては補助金を出しながら、規模の適正化などを図っていく。

②支援員の資格について、現行の「認定資格」から「国家資格」へと格上げすること。

⇒支援員の認定資格はまだできたばかりの制度であり、まずは支援員研修を周知し徹底していくことが最優先である。今後、介護福祉士のように、認定資格であったのが国家資格になったような事例もあるので、今後の状況を見据えていきたい。

## 3. 放課後子ども教室について

放課後子ども教室は、放課後児童クラブ（学童保育）とは設置の目的や役割が異なっている。一体化の促進をめざすのではなく、子どもの最善の利益と子育て家庭への支援の充実を最優先とする視点から、一体化または連携のあり方を見直すこと。

⇒一体型にしる連携型にしる、大人が目がきちんと届くような制度として考えていきたい。

# 全国に広がる学童保育の労働組合

【私が労働組合に関わる訳・・・】

- ・ 第一に八王子市の学童保育を良くしたい！
  - 縦のつながり・横のつながりで情報を共有する！
  - 八王子発信で全国へ広げていきたい！！
- ・ 全国の仲間の声を届けたい！
  - 立場をいかした活動を心がける。
  - (全国の現場の声を聴く！自らの職場で感じる！)

# 全国に広がる学童保育の労働組合

## 【労働組合だからこそできること】

- ・「労働組合の仲間達」 = 「現場を一番知っている仲間達」
- ・「現場から声」をあげることができる
- ・「現場の声」を届けることができる

それが、労働組合で活動する意義だと感じています。

ご清聴ありがとうございました